

5 年 保 存
群 搜 一 第 1 2 0 号
令 和 6 年 1 1 月 2 0 日
[情管]

各 警 察 署 長 殿

群 馬 県 警 察 本 部 長

死亡時画像診断を委託した場合における画像の取扱いについて（通達）
死亡時画像診断を医師に委託して実施した場合に、CT、MRI等によって撮影された画像の取扱いについては、「死亡時画像診断を委託した場合における画像の保管について」（平成26年3月10日付け群搜一第72号通達、以下「旧通達」という。）に基づき実施してきたところ、引き続き、以下のとおり実施していくこととしたので、遗漏のないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 外部記録媒体等の受領

警察署長が、警察官が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）第5条第1項及び第2項の規定に基づき、医師に委託して取扱死体の死亡時画像診断を実施した場合には、原則として、当該死亡時画像診断に係る画像を書ききり型外部記録媒体（以下「外部記録媒体」という。）に電磁的記録で保存してもらい、当該外部記録媒体を委託先病院等から受領すること。

なお、外部記録媒体で受領することができない場合には、当該画像が記録されたフィルムを受領すること。

2 外部記録媒体等の保管及び管理

上記1で受領した外部記録媒体又はフィルム（以下「外部記録媒体等」という。）については、原則として、警察において保管すること。

また、受領した外部記録媒体の保管方法及び運用補助者による月1回の点検については、群馬県警察が定める情報セキュリティポリシーの例外として取り扱われるが、その保管管理については、今までどおり、該当する変死体（死体）発見報告書の末尾に添付して施錠設備のある保管庫に入れて組織的に管理すること。

この点、外部記録媒体等の紛失、盗難等によってその情報が外部に流出した場合には、警察に対する国民の信頼を大きく失うことを念頭におき、捜査幹部が隨時の点検を実施するなどして、外部記録媒体等の適切な保管及び管理を徹底すること。

なお、やむを得ない事情により、警察において外部記録媒体等を保管することができない場合であって、委託先の病院等において、当該外部記録媒体等が適切に保管及び管理されることが確認できたときには、当該病院等に対し、当該外部記録媒

体等の保管を委託しても差し支えない。この場合には、遺族等から当該外部記録媒体等に係る情報提供の求めがあった際等に、確実かつ速やかにその求めに応じることができる体制を構築しておくこと。

3 その他

(1) 複写の禁止

遺族等の要望を踏まえた再説明の際にその写しを交付する場合等の必要な場合を除き、外部記録媒体等を複写しないこと。

(2) 庁舎外への持出禁止

外部記録媒体等は、捜査幹部が個別に必要性を認めた場合を除き、庁舎外へ持ち出さないこと。

(3) 警察における情報システムへの不正プログラム感染防止

委託先の病院等から受領した外部記録媒体を警察における情報システムで使用する場合は、安全な方法によって外部記録媒体に不正プログラムが記録されていないことを確認すること。

(4) 管理簿の取扱い

本件外部記録媒体等に係る警察情報セキュリティポリシーにおける端末・外部記録媒体等管理簿及び端末・外部記録媒体等点検簿の取扱いについては、事案毎の保管・管理を必要とすることから、情報セキュリティ管理者から例外として認められている。